

インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する 削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針について

報告1

私生活の平穩の侵害について、東京高裁の裁判例が確定したことによる改正
「(工)私生活の平穩の侵害」の取り扱い

改訂案	改訂前
2 削除の要請等(条例第12条) (2)「不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らか」について (工)私生活の平穩の侵害 共通の属性を理由として、特定の個人の生命、身体、財産等に危害を加えるといった言動等、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛を生じさせる言動をインターネット上に流通させるものをいう。 また、特定の地区がいわゆる同和地区である、又はあったとする情報の摘示については、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、人間としての尊厳を保ちつつ平穩な生活を送ることができる人格的な利益を侵害するものであり、私生活の平穩の侵害にあたる。	2 削除の要請等(条例第12条) (2)「不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らか」について (工)私生活の平穩の侵害 共通の属性を理由として、特定の個人の生命、身体、財産等に危害を加えるといった言動等、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛を生じさせる言動をインターネット上に流通させるものをいう。

インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する 削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針について

■【参考】特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する 法律第26条に関するガイドライン 1-1-4. 私生活の平穩

● 東京高判令和5年6月28日判タ1523号143頁

「憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法14条1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穩な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである。

そして、本来、人の人格的な価値はその生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわらず、部落差別は本件地域の出身等であるという理由だけで不当な扱い(差別)を受けるものであるから、これが上記の人格的な利益を侵害するものであることは明らかであるが、これに加えて、①上記のとおり、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い(差別)がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること(認定事実(2)ア)等に鑑みると、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穩な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。」

インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する 削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針について

報告2 情報流通プラットフォーム対処法施行に伴う改正

改訂案	改訂前
2 削除の要請等(条例第12条) (4)「特定電気通信役務提供者」について 「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信によ る情報の流通によって発生する権利侵害等への対 処に関する法律(平成13年法律第137号)第2条 第4号に規定されているが、…	2 削除の要請等(条例第12条) (4)「特定電気通信役務提供者」について 「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信役 務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の 開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条 第3号に規定されているが、…